

令和2年度

施政方針

はじめに

町長就任から3期目の4年目となり、私にとりまして最後の3月定例会となる令和2年第1回西原町議会定例会が開催されるにあたり、町政運営の基本となる令和2年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、町政運営にあたっての私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年度の施政方針については、これまで実施してきたまちづくりの締めくくりと、これからの展望にかかる希望も含めたものとなっておりますが、改めてその責任の重さを痛感しているところです。

私は就任当初から基本理念であります「町民の目線に立ち 町民本位の町政」を掲げ、

力の迅速かつ的確な把握に努め、滞納整理をより一層強化することで、滞納繰越額の縮減に努めます。さらに、昨年度に引き続き本町と那覇県税事務所及び南城市との連携協定により併任職員を配置し、徴収技術の向上に努めます。

ふるさと納税は、民間事業者と連携しながら返礼品の開発などの充実を図り、自主財源の確保に努めます。

歳出面では、義務的経費の割合が恒常的に高く、弾力性に乏しい構造となっており、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれますが、歳出削減のための経常的経費や事務事業の総点検を強力に実施し、本町の財政力に見合った効率的かつ効果的な財政運営に努めます。

次に、令和2年度主要施策の概要について、まちづくり基本条例で定められた4つの基本方向に沿ってご説明申し上げます。

2 「平和で人間性豊かなまちづくり」について

(1) 平和事業の推進

6月を平和月間と定め、「平和の語りべ」等による平和学習、児童生徒の参加や住民協働による各種平和事業を推進し、町民の平和意識の一層の高揚と恒久平和の実現をめざし

- 一 平和なくして町民福祉なし 平和がすべての原点
- 一 町民が主体の「協働参画のまちづくり」の推進
- 一 町民の税金を大切に使う予算執行
- 一 職員との信頼関係の上に、職員が能力を十分に発揮できる風通しのよい職場づくり

を基本姿勢として、町政運営にあたってまいりました。令和という新しい時代を迎え、なお一層の町勢の発展をめざし、「まちづくり基本条例」の理念に基づいて町民協働の「文教のまち西原」の創造に最後まで邁進していきます。

以上、町政運営の基本姿勢を申し上げますが、次に執行体制と町政の確立について申し上げます。

1 執行体制と町政の確立

社会保障関係事業や今年度から導入する会計年度任用職員制度への対応をはじめ、地方分権による権限移譲や一括交付金などにより、事務事業や行政需要は年々増大しています。これに加え、国民健康保険の赤字問題が大きいのしかかつており、本町の財政状況は緊急的な措置をとらざるを得ない状況となっております。そのため、各事業については、

(2) 地域活性化事業の推進

活力に満ちた明るく住み良い地域社会の形成に向けて、各自治会の自主的な地域自治活動を促進します。

(3) 男女共同参画社会の推進

「さわふじプラン」に基づき、男女がその性差を互いに尊重し合い、協力して生活できるまちづくりをめざします。

(4) 学校教育の充実

小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度からとなる新学習指導要領の実施を迎え、同指導要領の改定の趣旨を踏まえた教育課程の編成と着実な実施に向けた学校支援を行います。

児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に行動するなどの生きる力を育み、思いやり、協調性などの豊かな人間性を培う心の教育やキャリア教育の充実をめざし、県の「学力向上推進プロジェクトII」の下に、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングの視点からの授業改善を推進します。また、町内小中学校への学習支援員の派遣や電子黒板などを活用した教育情報化支援、大学との連携による授業支援、さらに、小中学校の連携による指導など、児童生徒の学力向上にも取り組めます。今年度も小中学校へ特別支援教育支援員を派遣し、インクルーシブ教育

緊急かつ効果的なものに絞り、さらに、行政内部におけるコストの徹底的な見直しと本町の財政規模に見合った事業選択を行いながら、行政サービスの質をできる限り低下させないよう努めます。

財政計画においては、各事業について優先順位を決め、事業計画段階から厳しく精査しながら中期財政シミュレーションを行い、「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」という視点で、安定的な予算編成が行えるよう町政の健全化に向けて邁進していきます。

住民サービスの拠点となる役割において、多種多様で高度化する住民ニーズや地方分権の進展に対応するため、コンプライアンス体制の充実強化を図り、また、明るくさわやかな住民サービスを提供できるよう職員の一層の資質向上と職場の活性化に取り組みます。

行政運営の公正の確保や透明性の向上及び町民の権利利益保障については、関係法令に基づき、行政手続・行政不服審査制度の適正な運用を図るとともに、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の円滑な運用に努めます。

広報活動の柱である「広報にしはらは、町民に、よりわかりやすい広報紙をめざします。ホームページについては、今後とも正確かつ迅速な情報の理念の下、児童生徒への支援及び特別支援教育の充実に努めます。はじめ、不登校問題については、教育相談員による学校訪問相談や保護者相談を行うとともに、県派遣のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、引き続き学校支援に努めます。

西原中学校19号棟耐震補強工事を行い、安全な教育環境を確保するとともに、小中学校校務事務環境ネットワークシステム及び校務用コンピュータの入替えを行い、校務事務の改善を図り、働きやすい環境を構築します。

また、児童生徒一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい情報環境づくりのため、児童生徒一人一台タブレット整備を行うGIGAスクール構想の実現に向け取り組みます。

(5) 学校給食の充実・強化

栄養に配慮した安全でおいしい給食を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進を図り、食に関する正しい理解を養います。今後とも、衛生管理には細心の注意を払い、安全・安心な給食の提供に努めます。

(6) 生涯学習の振興

地域と学校の連携体制を基盤として、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、子どもたちの社会貢献意識の向上、教員の地域社会への理解の促進など、地域学校協働本部事業を展開します。

報の提供を図り、フェイスブックやツイッターなどの多様な情報発信ツールを活用し、町民の利便性の向上に努めます。

広聴活動については、各種審議会、委員会などへの町民公募制度を引き続き推進し、町民参画の機会を拡充するとともに、各種団体との対話を積極的に推進します。さらにメールや町民アイデア箱によるきめ細かな広聴活動に努めます。

令和2年度の財政状況は、消費税増税や幼児保育教育の無償化に伴う地方財政計画の拡大により、一定の財政措置がなされると想定されますが、充分な手当となるか不透明な状況にあり、町財政がより厳しさを増す可能性があるため、その動向を注視する必要があります。

歳入面では、地方交付税、国庫支出金、地方債に影響を大きく受ける構造となっており、そのため、自主財源の確保が最重要課題となっております。

自主財源の大部分を占める町税については、課税客体の的確な把握に努めることはもとより、納税者の利便性向上と安定した収納確保のため、引き続き口座振替の推進に努めます。

また、税の公正・公平性の観点から、悪質な滞納者に対しては、財産調査を徹底することにより、納付能

図書館においては、すべての利用者にやさしい環境づくりに努め、町民の自己学習活動を支援します。

中央公民館においては、各種事業や講座などを実施し、生涯学習活動の機会及び情報を広報にしはら及びホームページを通じて町民へ積極的に提供します。

(7) スポーツ・レクリエーション

活動の推進

町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に対応するため、運動公園や学校を町民に広く開放し、健康づくりや交流の場としての利活用を促進します。また、関係機関・団体と連携を図りながら、町民の健康づくり・体力づくりに取り組み、より充実した生涯スポーツの振興に努めます。将来を担う青少年を対象としたビーチバレーボール大会、かけっこ教室、本町でスポーツ合宿を実施するプロスポーツ選手などによるスポーツ教室や、多くの町民が参加できる新春マラソン大会などを開催します。

さらに、バレーボールの盛んな本町の特性を生かし、ビーチバレーボールも含めた競技大会の誘致に向けて関係団体との連携に努めます。

(8) 青少年健全育成の推進

児童生徒の非行やサイバー犯罪の問題などの解決に向けて、今後とも関係機関・団体と緊密な連携を図り、



広報にしはら No.578 R2.4.1



広報にしはら No.578 R2.4.1